

福島市中小企業振興基本条例

福島市は、吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中に位置し、郊外部において果樹が栽培され、四季折々に楽しめる「くだものの宝石箱ふくしま市」として発展しており、飯坂、土湯、高湯温泉などの観光資源とも相まって、国内外から多くの方が訪れ、交流が行われている。

江戸時代には、年貢米を江戸へ運ぶために阿武隈川を利用した舟運が行われ、さらに、信達地方を中心とした養蚕や生糸作りが盛んな地域として全国的にもその名が知られ、生糸製品の集散地として発展し、商業のまちとして成長を遂げてきた。

現在においては、情報通信機械器具を中心とした製造業が発達しているほか、中心市街地に商業地が集積し、東北縦貫自動車道や東北、山形新幹線の沿線立地を生かしたバランスのとれた県都として発展しており、今後は、東北中央自動車道の整備により更なる成長が期待されている。

福島市は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちである。中小企業は、その経済活動により本市の産業や雇用の基盤をなし、地域社会において市民生活の中心的役割を担っている。福島市が活力あふれるまちであるためには、その多様性を維持し、将来にわたり活力ある中小企業の成長発展を図ることが不可欠である。

しかしながら、近年の経済のグローバル化に伴う経営環境の変化、急速な少子高齢化や人口減少の進行など全国的に中小企業を取り巻く環境が厳しさを増し、本市の中小企業は、労働力の不足や顧客の減少、後継者不足などの課題に直面しており、小規模な企業ほどより深刻な事態となっている。さらに、平成二十三年三月に発生した東日本大震災及び東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本市中小企業の経営環境に深刻かつ甚大な影響をもたらした。

このような厳しい環境を打破し、本市の復興を成し遂げるとともに、本市の中小企業が多様で活力ある成長発展を遂げるためには、中小企業者自らが経営の向上のための努力を行い、地域社会における責任を果たすとともに、中小企業が地域経済や地域社会の発展に欠かせないものであるとの認識を市民、企業、行政が共有し、それぞれが果たすべき役割を十分に踏まえ、緊密な連携のもとに社会全体で中小企業を支えていくことが必要である。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、中小企業がその持てる力を存分に発揮し持続的に成長することができるよう、地域社会全体で中小企業の振興施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべきこと及び市民の協力について明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「法」という。）第二条第一項各号のいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 三 中小企業団体 商工会議所、商工会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 五 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。
- 六 教育機関 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。
- 七 大学等 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発等を行う機関をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業が多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、様々な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形

成していることに鑑み、次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- 一 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- 二 中小企業者の経営の改善及び向上のための自主的な努力が促進されること。
- 三 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- 四 国、福島県、市その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、教育機関、大学等及び市民の相互の協力の下に行われること。
- 五 地域資源の活用、地域内の取引の拡大等により、地域内の経済循環が促進されること。
- 六 東日本大震災及び東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（第九条第四項において単に「東日本大震災」という。）による被害及び影響を克服するための不断の取組を推進すること。
- 七 小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨として、小規模企業者の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に対する環境が整備されること。

（市の責務）

第四条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、市は、中小企業者の実態を的確に把握するとともに、中小企業者及び中小企業団体の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、国、福島県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、教育機関、大学等及び市民と協力して効果的に実施するよう努めなければならない。

（中小企業者の努力）

第五条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応するため、自主的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、人材の育成、雇用の安定、従業員の健康の増進及び福利厚生の実現並びに従業員の仕事と生活の調和の実現に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、市内において生産、製造又は加工される物品及び提供されるサービス（以下「地場産品等」という。）

を利用するよう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むものとする。
- 5 中小企業者は、職場体験及びインターンシップの受入れ並びに教育機関及び大学等との交流に努めるものとする。
- 6 中小企業者は、中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の努力)

第六条 中小企業団体は、第三条に規定する基本理念の実現に向け、中小企業者に寄り添った支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第七条 大企業者、金融機関、教育機関及び大学等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、市、中小企業者及び中小企業団体との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 大企業者、金融機関、教育機関及び大学等は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 金融機関は、円滑な資金供給、経営相談等を通じて中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。
- 4 教育機関は、児童及び生徒の勤労観及び職業観の醸成並びに中小企業に関する理解の促進に努めるものとする。
- 5 大学等は、地域経済の発展に寄与する人材の育成並びに中小企業者との産学連携等による新製品及び新技術の研究並びにその成果の普及に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第八条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、その成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、地場産品等を利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第九条 市は、第三条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新、向上及び改善を促進すること。
 - 二 中小企業の創業及び事業の承継を促進すること。
 - 三 中小企業者の経営基盤の強化及び販路開拓を促進すること。
 - 四 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図ること。
 - 五 中小企業の振興に寄与する社会資本の整備及び改善を図ること。
 - 六 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業団体、大企業者、金融機関、教育機関若しくは大学等との間での連携及び協力を促進すること。
 - 七 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、及び協力を促進すること。
 - 八 児童及び生徒の勤労観及び職業観の醸成並びに中小企業に関する理解を促進すること。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、中小企業の振興に資する次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を実施するものとする。
- 一 中小企業の実態を定期的に調査し、及び把握すること。
 - 二 女性、青年、高齢者その他の多様な人材の確保、育成及び定着を促進すること。
 - 三 雇用の安定、従業員の健康の増進及び福利厚生の充実並びに従業員の仕事と生活の調和の取組を促進すること。
 - 四 安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりへの取組を促進すること。
 - 五 地域資源の発掘及び活用等並びに農業、商工業及び観光業の連携により産業の発展及び創出を図ること。
 - 六 地場産品等の地元消費及び利用拡大を促進すること。
 - 七 定住人口の保持、観光振興等による交流人口の拡大、市外の地域との連携等により経済活動の拡大を促進すること。
 - 八 企業立地の促進並びに医療福祉関連産業及び再生可能エネルギー関連産業の集積を図ること。
 - 九 市組織の横断的な連携を図り、総合的な施策を進めるとともに、中小企業の業種に応じた施策及び業種横断的な施策を実施すること。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の活力が発揮されるよう、その経営状況に応じ必要な配慮をするものとする。
- 4 市は、東日本大震災からの中小企業の復興再生に向けて、事業継続支援、風評払拭等の施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十条 市は、中小企業の振興に資する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の確保)

第十一条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めなければならない。

(中小企業振興会議)

第十二条 中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として福島市中小企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 中小企業の経営者
- 二 中小企業団体の代表者
- 三 学識経験者
- 四 その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(中小企業振興プログラム)

第十三条 市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、振興会議の意見を聴いて、当該施策の体系、事業、成果指標等を明らかにするプログラム(次条において「中小企業振興プログラム」という。)を策定するものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第十四条 市長は、毎年度、中小企業振興プログラムに基づく施策の実施状況を公表するとともに、議会に報告するものとする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行し、第十四条の規定は、平成二十九年度以後の年度に係る施策の実施状況の公表及び議会への報告について適用する。

(福島市中小企業振興条例の廃止)

- 2 福島市中小企業振興条例(昭和六十一年条例第八号)は、廃止する。

(福島市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の福島市中小企業振興条例(以下この項において「旧条例」という。)第十一条第二項の規定により助成金の交付の決定を受けた者に係る旧条例第十二条及び第十三条の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和三十一年条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「

子ども・子育て会議委員	日額	八、〇〇〇円
-------------	----	--------

」を

「

子ども・子育て会議委員	日額	八、〇〇〇円
中小企業振興会議委員	日額	八、〇〇〇円

」に改める。